

国内募集型企画旅行条件書（抜粋）

※この書面は、旅行業法第12条の4の定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5の定めるところの契約書面の一部となります。

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認のうえお申し込みください。

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は（株）トラベルマネジメントシステム（以下「当社」）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」）を締結することになります。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

(1) 当社にて当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」）に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただけます。また当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社から予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。

旅行代金の額	申込金（おひとり）	旅行代金の額	申込金（おひとり）
20,000 円未満	5,000 円以上	50,000 円以上 100,000 円未満	20,000 円以上
20,000 円以上 50,000 円未満	10,000 円以上	100,000 円以上	旅行代金の 20%以上

※ただし、特定期間・特定コースにつきましては異なる場合があります。

(2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、旅行条件書第21項の定めによります。

4. 申込条件

(1) 20 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。

5. 契約書面及の交付

(1) 契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」）をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

6. 旅行代金のお支払い 期日

(1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14 日前に当たる日（以下「基準日」）よりも前にお支払いいただけます。

(2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社から指定する期日までにお支払いいただけます。

7. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。別途明示する場合は除き普通席となります。）、宿泊費、食事料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。

8. お客様による旅行契約の解除

【1】 旅行開始前

(1) お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。こちらのプランはシャチ割得プラン特別価格表示をしているため、取消の場合は補助金を合算した料金が取消料対象金額になります。

表) 取消料

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）	旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り旅行（夜行含む）	[4]7 日前に当たる日以降の解除	旅行代金の 30%
[1]21 日前に当たる日以前の解除	無 料	[5]旅行開始の前日の解除	旅行代金の 40%
[2]20 日前に当たる日以降の解除	無 料	[6]旅行開始の当日の解除	旅行代金の 50%
[3]10 日前に当たる日以降の解除	旅行代金の 20%	[7]旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%